

## 高校改革専門嘱託員設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、川崎市教育委員会非常勤職員に関する規則（昭和63年川崎市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）及び川崎市教育委員会非常勤職員に関する取扱要領（平成17年3月3日付け16川教庶第1274号）に基づき、高校改革専門嘱託員について、必要な事項を定めるものとする。

### (職務)

第2条 高校改革専門嘱託員は、次の各号に掲げる職務に従事する。

- (1) 新しいタイプの学校に係る基本構想案の策定に関すること。
- (2) 高校改革に係る将来的な方向性の検討に関すること。
- (3) 各学校との連絡調整に関すること。
- (4) その他高校改革に関すること。

### (任用)

第3条 高校改革専門嘱託員は、前条に掲げる職務の遂行能力があると認められる者から、総務部教育改革推進担当担当課長が選考し、庶務課長の合議を経て総務部長の決裁を受けなければならない。

### (定数)

第4条 高校改革専門嘱託員の定数は、総務部教育改革推進担当に1名とする。

### (身分及び任用の更新)

第5条 高校改革専門嘱託員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤とする。

2 高校改革専門嘱託員の任用の更新は、規則第5条第2項、第3項の規定による。

### (退職)

第6条 高校改革専門嘱託員は次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 満65歳に達した日以降における最初の3月31日
- (4) 死亡したとき

### (守秘義務)

第7条 高校改革専門嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(勤務日及び勤務時間等)

第8条 高校改革専門嘱託員の勤務日は、週4日で所属長の指定した日とする。

- 2 前項の規定により所属長の指定した日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び同月3日、12月29日から同月31日までと重なった場合は、その日については勤務を要しない日とする。
- 3 指導課長が勤務を要しない日に勤務を命じた場合は、当該勤務を行った日から起算して2週間以内にある当該非常勤職員の勤務日を、勤務を要しない日に変更するものとする。
- 4 高校改革専門嘱託員の勤務時間は、原則として午前9時00分から午後4時15分とする。ただし、必要な場合は1日の勤務時間が6時間30分を超えない範囲内で、あらかじめ所属長が指定した時間に変更することができる。また、所定の勤務時間の途中で休憩時間を置くものとする。

(年次有給休暇)

第9条 高校改革専門嘱託員に対して、別表第1に掲げる区分に応じた年次有給休暇を、原則として1日を単位に付与することができる。ただし、4月1日から翌年3月31日までの期間（以下「会計年度」という。）の途中で任用された高校改革専門嘱託員については、その会計年度内において任用した月に応じて別表第2に規定する日数を付与することができる。

- 2 第5条の規定に基づき、任用が更新された場合において、前年度（直近1年度に限る。）に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

(特別休暇)

第10条 非常勤職員に対して年次有給休暇のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に特別休暇を付与することができる。

- (1) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合
- (2) 地震、水害、火災その他の災害による嘱託員の現住居の滅失又は損壊
- (3) 地震、水害、火災その他の災害時において退勤途上における事故発生防止のための措置
- (4) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭
- (5) 選挙権その他公民としての権利の行使
- (6) 忌引
- (7) 骨髄移植のための骨髄液の提供
- (8) 夏季における健康保持
- (9) 負傷又は疾病（予防接種による著しい発熱等の場合を含む。）
- (10) 嘱託員の出産
- (11) 女性嘱託員の生理
- (12) 嘱託員の育児
- (13) 子の看護
- (14) 短期の介護
- (15) 妊産婦である女性嘱託員が、母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定す

る保健指導又は同法第 13 条に規定する健康診査を受ける場合

(16) 妊娠中の女性嘱託員が、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合

(17) 妊娠中の女性嘱託員が、当該女性嘱託員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合

2 前項第 1 号から第 9 号までの特別休暇は、有給とする。

3 第 1 項第 10 号から第 17 号までの特別休暇は、無給とする。

4 第 1 項第 1 号から第 7 号まで及び第 10 号から第 12 号までの特別休暇の期間等は、正規職員の例による。ただし、第 11 号の特別休暇の期間については、女性嘱託員が請求した期間とする。

5 第 1 項第 15 号から第 17 号までの特別休暇の期間等は、正規職員の職務に専念する義務の免除の例による。

6 第 1 項第 8 号の特別休暇は、7 月 1 日から 9 月 30 日までの間において次の日数を付与するものとし、その他の要件については正規職員の例による。

| 1 週間の勤務<br>日数 | 付 与 日 数     |       |       |
|---------------|-------------|-------|-------|
|               | 7 月以前<br>任用 | 8 月任用 | 9 月任用 |
| 5 日以上         | 5 日         | 3 日   | 2 日   |
| 4 日           | 4 日         | 3 日   | 2 日   |
| 3 日           | 3 日         | 2 日   | 1 日   |

7 第 1 項第 9 号の特別休暇は、ひとつの任用期間において、次の日数を上限として付与できるものとし、その他の要件については正規職員の例による。

| 1 週間の<br>勤務日数 | 任用期間（1 箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの上限日数 |      |      |      |      |      |                |
|---------------|---|------|------|------|------|------|----------------|
|               | 1 箇月  | 2 箇月 | 3 箇月 | 4 箇月 | 5 箇月 | 6 箇月 | 6 箇月を超<br>える期間 |
| 5 日以上         | 1 日   | 2 日  | 2 日  | 3 日  | 4 日  | 5 日  | 10 日           |
| 4 日           | 1 日   | 1 日  | 2 日  | 2 日  | 3 日  | 3 日  | 7 日            |
| 3 日           | —   | 1 日  | 1 日  | 2 日  | 2 日  | 3 日  | 5 日            |
| 2 日           | —   | —    | 1 日  | 1 日  | 1 日  | 2 日  | 3 日            |
| 1 日           | —   | —    | —    | —    | —    | 1 日  | 1 日            |

8 第 1 項第 13 号の特別休暇は、ひとつの任用期間において、次の各号に掲げる日数を上限として付与できるものとし、その他の要件については正規職員の例による。

(1) 養育する 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子(配偶者の子を含む。)が 1 人の場合

| 1 週間の<br>勤務日数 | 任用期間（1 箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの上限日数 |      |      |      |      |      |                |
|---------------|---|------|------|------|------|------|----------------|
|               | 1 箇月  | 2 箇月 | 3 箇月 | 4 箇月 | 5 箇月 | 6 箇月 | 6 箇月を超<br>える期間 |
| 5 日以上         | 1 日   | 1 日  | 1 日  | 2 日  | 3 日  | 4 日  | 7 日            |
| 4 日           | 1 日   | 1 日  | 1 日  | 1 日  | 2 日  | 2 日  | 5 日            |

|    |   |    |    |    |    |    |    |
|----|---|----|----|----|----|----|----|
| 3日 | — | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 2日 | 4日 |
| 2日 | — | —  | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 2日 |
| 1日 | — | —  | —  | —  | —  | 1日 | 1日 |

(2) 養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。)が2人以上の場合

|          |  |     |     |     |     |     |           |
|----------|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----------|
| 1週間の勤務日数 | 任用期間(1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。)ごとの上限日数 |     |     |     |     |     |           |
|          | 1箇月  | 2箇月 | 3箇月 | 4箇月 | 5箇月 | 6箇月 | 6箇月を超える期間 |
| 5日以上     | 1日   | 2日  | 2日  | 3日  | 4日  | 5日  | 10日       |
| 4日       | 1日   | 1日  | 2日  | 2日  | 3日  | 3日  | 7日        |
| 3日       | —  | 1日  | 1日  | 2日  | 2日  | 3日  | 5日        |
| 2日       | —  | —   | 1日  | 1日  | 1日  | 2日  | 3日        |
| 1日       | —  | —   | —   | —   | —   | 1日  | 1日        |

9 第1項第14号の特別休暇は、ひとつの任用期間において、次の各号に掲げる日数を上限として付与できるものとし、その他の要件については正規職員の例による。

(1) 要介護者が1人の場合

|          |  |     |     |     |     |     |           |
|----------|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----------|
| 1週間の勤務日数 | 任用期間(1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。)ごとの上限日数 |     |     |     |     |     |           |
|          | 1箇月  | 2箇月 | 3箇月 | 4箇月 | 5箇月 | 6箇月 | 6箇月を超える期間 |
| 5日以上     | 1日   | 1日  | 1日  | 2日  | 2日  | 3日  | 5日        |
| 4日       | 1日   | 1日  | 1日  | 1日  | 2日  | 2日  | 4日        |
| 3日       | —  | 1日  | 1日  | 1日  | 1日  | 2日  | 3日        |
| 2日       | —  | —   | 1日  | 1日  | 1日  | 1日  | 2日        |
| 1日       | —  | —   | —   | —   | —   | 1日  | 1日        |

(2) 要介護者が2人以上の場合

|          |  |     |     |     |     |     |           |
|----------|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----------|
| 1週間の勤務日数 | 任用期間(1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。)ごとの上限日数 |     |     |     |     |     |           |
|          | 1箇月  | 2箇月 | 3箇月 | 4箇月 | 5箇月 | 6箇月 | 6箇月を超える期間 |
| 5日以上     | 1日   | 2日  | 2日  | 3日  | 4日  | 5日  | 10日       |
| 4日       | 1日   | 1日  | 2日  | 2日  | 3日  | 3日  | 7日        |
| 3日       | —  | 1日  | 1日  | 2日  | 2日  | 3日  | 5日        |
| 2日       | —  | —   | 1日  | 1日  | 1日  | 2日  | 3日        |
| 1日       | —  | —   | —   | —   | —   | 1日  | 1日        |

10 前9項の規定にかかわらず、その他特別な事由により勤務しないことが相当であると認められる場合は、特別休暇を付与することができる。

11 前項の特別休暇の取り扱いは、教育長が別に定める。

(報酬)

第11条 高校改革専門嘱託員には、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

2 第1種報酬の月額を、次のとおりとする。

|          |                                      |
|----------|--------------------------------------|
| 勤務時間     | 午前9時00分から<br>午後4時15分まで<br>(6時間30分勤務) |
| 1週間の勤務日数 |                                      |
| 4日       | 157,200円                             |

3 第2種報酬の額は、川崎市教育委員会非常勤職員に関する取扱要領第13条第3項及び第4項に定めるところによる。

4 前各項に規定する第1種報酬及び第2種報酬の支給方法は、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬)

第12条 高校改革専門嘱託員が月の途中において任用された場合の当該月の第1種報酬額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た額に、第14条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。

2 高校改革専門嘱託員が月の中途において退職した場合の当該月の第1種報酬額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た額に、第14条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(第1種報酬の減額)

第13条 第1種報酬が月額で定められている非常勤職員が、勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1時間につき、次条第1項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬を支給する。

(勤務1時間当たりの第1種報酬額)

第14条 高校改革専門嘱託員の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、1,395円とする。

(費用弁償)

第15条 非常勤職員がその職務のため出張するときは、別に定めるものを除き条例第5条第2項及び第3項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号、以下「旅費条例」という。)別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和37年川崎市規則第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

ただし、旅費条例別表の特等級の者に随行する場合は、日当を除くほか特等級の者と同額まで旅費を支給することができるものとする。

2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(社会保険の適用)

第16条 高校改革専門嘱託員に対する社会保険の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第17条 高校改革専門嘱託員の公務上の災害又は通勤による災害の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

2 高校改革専門嘱託員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

(健康診断)

第18条 高校改革専門嘱託員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(定めのない事項)

第19条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令の定めるところによる。

(委任事項)

第20条 この要綱の施行について必要な事項については、その都度所属長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(任用期間に関する経過措置)

2 次の表の左欄に掲げる日に生まれた者における第6条第1項第3号の規定の適用については同号中「満65歳」となるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|                                |      |
|--------------------------------|------|
| 昭和22年4月1日以前に生まれた者              | 満63歳 |
| 昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた者 | 満64歳 |

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年5月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に使用された改正前の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇の取扱いについては、改正後の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇として使用したものとみなす。

別表第1（第9条関係）

| 1週間の<br>勤務日数 | 勤続年数ごとの休暇日数 |     |     |     |     |
|--------------|-------------|-----|-----|-----|-----|
|              | 1年目         | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 |
| 4日           | 7日          | 8日  | 9日  | 10日 | 12日 |

別表第2（第9条関係）

| 1週間の<br>勤務日数 | 任用月ごとの休暇日数 |     |     |     |    |    |    |
|--------------|------------|-----|-----|-----|----|----|----|
|              | 4月～9月      | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 4日           | 7日         | 3日  | 3日  | 2日  | 2日 | 1日 | 1日 |